

令和5年

第4回大磯町農業委員会総会会議録

日時 令和5年4月26日 午後1時30分から
場所 大磯町役場 本庁舎4階 第2委員会室

1 出席委員

1番 安池雅美	9番 鈴木洋有
2番 青木貞治	10番 吉川正
3番 二宮賢一	11番 添田政夫
5番 古正輝子	12番 加藤正和
6番 平原則子	13番 柳田孝
7番 竹内欣也	15番 近藤剛司
8番 石井雅浩	16番 戸塚昭雄

2 欠席委員

なし

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西方敬 吉川京男 柏木博 松本常男

5 出席した書記

事務局長 熊澤晃
書記 藤野陽平、久保田徳人

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第9号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第10号 非農地証明交付申請の承認について

議案第11号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 大磯町の平均的農地賃借料について

議長 ただ今の出席委員は14名で、定足数に達しておりますので令和5年第4回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、8番石井雅浩委員と9番鈴木洋有委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、議案書の1ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の1ページをご覧ください。

事務局 《議案第8号1番を朗読・説明》

書記 議案第8号1番につきましては、分家住宅に関する農地転用許可申請でございます。
現在、譲受人は町外に住んでいますが、子どもが大きくなり住宅が手狭になったことや高齢者の祖母のそばに住むことで面倒を見たいとのことです。当該農地は生沢地区の県道及びJR東海道新幹線の近くの「第2種農地」で、北側は公道を挟んで畑、東側は住宅、南側は譲渡人の畑、西側は畑となっていて、分家住宅も平屋建てですので転用による周辺農地への影響はないと考えられます。

なお、4月13日に生沢地区担当の竹内委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 議案第8号につきましては現地確認をお願いした生沢地区担当の竹内委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

7番委員（竹内） 7番の竹内です。議案第8号1番の農地について、4月13日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、市街化調整区域の露地畑ですが、住宅に隣接した農地で、家屋も平屋建てですので、転用することによる周辺農地への影響はないと考えられます。

事務局 《議案第 8 号 1 番をプロジェクターで補足説明》

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、周辺農地に影響はないとのことです。

それでは、議案第 8 号 1 番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 当該農地は農業振興地域ではないでしょうか。

事務局 農業振興地域ではありません。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第 8 号 1 番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第 8 号は原案とおり決定いたしました。

議長 それでは、議案第 9 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第 9 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は、議案書 2 ページの 2 件で、新規 1 件と再設定 1 件でございます。場所につきましては総会資料の 2 ページと 3 ページをご覧ください。

大磯町長より令和 5 年 4 月 13 日付けで農地利用集積計画の決定を求められています。最初に 1 番を説明します。

《議案第 9 号 1 番を朗読》

書記 議案第 9 号 1 番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

当該農地は生沢地区の露地畑で、農地中間管理制度による新規の賃貸借権の設定となります。設定期間は 5 年間です。

なお、4 月 13 日に生沢地区担当の竹内委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。では、現地調査をお願いした竹内委員から説明をお願いいたします。

7番委員（竹内） 7番竹内です。議案第9号1番の農地について、4月13日に私と事務局で現地調査を行いました。当該農地は、生沢地区の住宅に囲まれた露地畑で、所有者が亡くなってから遊休化していましたが、神奈川県農業公社が農家に貸し付けることで農地の遊休化防止と地域の農業振興が図られると考えられます。

事務局 《議案第9号1番をプロジェクターで補足説明》

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止と地域の農業振興が図られるとのことでした。

議長 では、議案第9号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 配分先の方の耕地面積は0㎡なのですか。農業未経験ということですか。

事務局 中間管理制度であるため、農業公社の耕地面積がゼロという意味であり、配分先の方は既に耕作を行っている新規就農者です。

議長 他に質疑がないようですので、議案第9号1番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第9号1番は原案とおりの決定いたしました。
次に2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 《議案第9号2番を朗読・説明》

書記 議案第9号2番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は、新規就農者が基盤法で賃借をしている西小磯地区の露地畑で、今回は3回目の再設定となります。当該農地を借りることで担い手の育成と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、4月13日に西小磯地区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 では、現地調査をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

13 番委員（柳田） 13 番柳田です。議案第 9 号 2 番の農地について、4 月 13 日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地を新規就農者が継続して借りることで、担い手の育成と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

事務局 《議案第 9 号 2 番をプロジェクターで補足説明》

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、担い手の育成と遊休化防止が図られるとのことですね。

それでは、議案第 9 号 2 番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第 9 号 2 番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員（多数）により、議案第 9 号 2 番は原案とおり決定いたしました。

以上で議案第 9 号の全ての審議が終了しました。

なお、本議案の決定事項は町長に通知いたします。

議長 それでは、議案第 10 号「非農地証明交付申請の承認」について、議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第 10 号「非農地証明交付申請の承認について」は、議案書 4 ページの 3 件でございます。場所につきましては総会資料の 4 ページから 6 ページをご覧ください。

事務局 《議案第 10 号 1 番から 3 番を朗読》

書記 議案第 10 号 1 番から 3 番の内容につきまして、非農地証明についての審議事項でございます。非農地証明につきましては、神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」（平成 24 年 8 月 1 日施行）に基づき、指針で定めております要件をすべて満たすものに限り非農地証明を交付することが可能です。

当該農地は、隣接する土地に住宅が建った時より庭地として取り込まれて現在に至っていますが、面積や形状から農地性はなく、かつ、違反転用の追及を受けたことはありません。

まず、1 番の土地は、4 月 13 日に国府新宿地区担当の石井委員と事務局で現地確認を実施した結果、非農地証明のすべての要件を満たしていることを確認しています。

議長 ありがとうございます。では、1 番について現地調査をお願いした国府新宿地区担当の石井委員から説明をお願いいたします。

8 番委員（石井） 8 番石井です。議案第 10 号 1 番の農地について、4 月 13 日に私と事務局で現地調査を行いました。

当該農地は、住宅敷地の一部となっており、農地性がない状況であることを確認しました。また、非農地とすることによる周辺の農地への影響はないものと考えられます。

事務局 《議案第 10 号 1 番をプロジェクターで補足説明》

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたとおり、申請のあった農地は県の指針に基づき非農地に該当することです。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第 10 号 1 番の申請のありました 1 筆について非農地証明を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、申請のありました 1 筆について非農地証明を交付することに決定いたしました。

議長 次に 2 番について事務局から説明をお願いします。

書記 当該農地は、住宅が建った時より庭地として取り込まれて現在に至っていますが、面積や形状から農地性はなく、かつ、違反転用の追及を受けたことはありません。

なお、4 月 13 日に西久保地区担当の松本委員と事務局で現地確認を実施した結果、非農地証明のすべての要件を満たしていることを確認しています。

議長 ありがとうございます。では、2 番について現地調査をお願いした西久保地区担当

の松本委員から説明をお願いいたします。

推進委員（松本） 推進委員の松本です。議案第 10 号 2 番の農地について、4 月 13 日に私と事務局で現地調査を行いました。

当該農地は、住宅敷地の一部となって倉庫が設置されており、農地性がない状況であることを確認しました。また、非農地とすることによる周辺の農地への影響はないものと考えられます。

事務局 《議案第 10 号 2 番をプロジェクターで補足説明》

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたとおり、申請のあった農地は県の指針に基づき非農地に該当するとのことですので。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第 10 号 2 番の申請のありました 1 筆について非農地証明を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、申請のありました 1 筆について非農地証明を交付することに決定いたしました。

議長 最後に 3 番について事務局から説明をお願いします。

書記 当該農地は、月京幼稚園の敷地として昭和 49 年 1 月 14 日に土地所有者と大磯町の間で土地交換が行われて町有地となり月京幼稚園が建設されました。

その後、月京幼稚園の廃止により更地となっていました。平成 22 年 3 月 31 日に大磯町から学校法人東海大学へ売却され、病院敷地として現在に至っていますが、面積や形状から農地性はなく、かつ、違反転用の追及を受けたことはありません。

なお、4 月 13 日に月京地区担当の竹内委員と事務局で現地確認を実施した結果、非農地証明のすべての要件を満たしていることを確認しています。

議長 ありがとうございます。では、3 番について現地調査をお願いした月京地区担当の竹内委員から説明をお願いいたします。

7 番委員（竹内） 7 番の竹内です。議案第 10 号 3 番の農地について、4 月 13 日に私と事

務局で現地調査を行いました。

当該農地は、病院敷地の一部ですが現況は竹藪となっており、農地性がない状況であることを確認しました。また、非農地とすることによる周辺の農地への影響はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたとおり、申請のあった農地は県の指針に基づき非農地に該当するとのこと。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 地目変更などはしなくても良いのですか。

事務局 土地の収用事業において土地交換した土地についてはしなくても良いです。

議長 他に質疑がないようですので、議案第10号3番の申請のありました1筆について非農地証明を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、申請のありました1筆について非農地証明を交付することに決定いたしました。

以上で議案第10号の全ての審議が終了しました。

議長 次に議案第11号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題に供します。

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第11号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、議案書5ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の7ページをご覧ください。

《議案第11号1番を朗読》

書記 本議案は、平塚税務署からの確認依頼に基づき、相続税の納税猶予に係る免除を確定するためにすべての特例農地が適正に耕作されているか最終確認をするもので、いわゆる「納税猶予の明けの確認」と言われるものです。

なお、当該農地について、西小磯地区担当の柳田委員及び事務局で4月13日に現地確認を実施した結果、すべての農地が適正に耕作されていることを確認しております。

議長 ありがとうございます。では、現地調査をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から説明をお願いいたします。

13 番委員（柳田） 13 番柳田です。議案第 11 号 1 番の農地について、4 月 13 日に私と事務局で現地確認を行いました。

すべての農地はきちんと耕作されており、適正に管理されていることを確認しております。

事務局 《議案第 11 号 1 番をプロジェクターで補足説明》

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように、確認事項を満たしているとのことです。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第 11 号 1 番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第 11 号 1 番について、原案とおり決定しました。

以上で議案第 11 号を終わります。

なお、本議案の決定事項は平塚税務署に報告します。

議長 次に報告第 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書 6 ページの 1 件でございます。場所につきましては総会資料の 8 ページをご覧ください。

事務局 《報告第 1 号 1 番を朗読》

書記 報告第 1 号 1 番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第 1 号 1 番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 次に報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書7ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の9ページをご覧ください。

事務局 《報告第2号1番を朗読》

書記 報告第2号1番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 次に報告第3号「大磯町の平均的農地賃借料について」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3号「大磯町の平均的農地賃借料について」につきましては、議案書8ページをご覧ください。

事務局 《報告第3号を朗読》

書記 令和4年1月から令和4年12月までの大磯町の10アール（1反 $\div$ 1,000 m²）当たりの平均的農地賃借料につきましては、前年と比較して水田の賃借料は11,000円から12,600円に、畑の賃借料は11,500円から13,000円となりました。

なお、今回の賃借料につきましては農地法第52条に基づき、農地の賃借料情報を告示し、町のホームページにも掲載する予定です。

議長 ただ今の報告第3号について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

委員 賃借料として提示された当該金額はあくまでも目安ですか。

事務局 目安です。必ずしも、この金額でなければならないということではありません。

委員 大磯町に近接する他の自治体においても同程度の金額なのでしょうか。

事務局 同程度です。

議長 よろしいですか。特にほかに発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和5年第4回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時13分)